

指定管理者の指定について

ソフトピアアジアパンセンター及び県営住宅（ソピア・フラッツに限る。）に係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、ソフトピアアジアパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十一条第三項及び岐阜県営住宅条例（昭和三十五年岐阜県条例第二号）第四十九条の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 伊藤忠アーバンコミュニティ・グループ  
構成員

東京都中央区日本橋大伝馬町一番四号

伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社

東京都中央区日本橋三丁目一〇番五号

株式会社コングレ

羽島市正木町須賀五四四番地の一七

カワボウテキスチャード株式会社

大垣市小野四丁目三五番地一〇

グレートインフォメーションネットワーク株式会社

東京都港区芝四丁目一番三号

グローブシップ株式会社

二 指定の期間 令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

